土壌汚染対策法第 16 条届出 R6. 4 横浜市土壌汚染対策手引

汚染土壌の区域外搬出届出書作成の手引き

令和6年4月 横浜市みどり環境局水・土壌環境課

#### 1 はじめに

土壌汚染対策法(以下、「法」という。)第 16 条第1項に基づく「汚染土壌\*の区域外搬出届出」とは、"要措置区域等(要措置区域又は形質変更時要届出区域)内の汚染土壌を当該区域外に搬出する"にあたり、搬出土量、運搬計画、汚染土壌処理業者等について事前に届出する手続きです。

※含水率が高く泥状のものも含まれます。ただし、指定調査機関が環境省令で定める方法により調査(認定調査)した結果、特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合すると市長が認めたものを除きます。

#### 2 届出を行う者

届出を行う者は、「汚染土壌を要措置区域等外へ搬出しようとする者」であり、当該搬出に関する計画の内容を決定する者が該当します。一般的には、開発を行う場合は開発事業者が、請負工事の場合は発注者が届出者となります。

#### 3 届出の期限

届出書の提出は、搬出する14日前までに行うことが必要です。

#### 4 提出書類

提出書類については、届出書と添付書類とで構成されます。具体的には主に①汚染土壌の区域外搬出届出書(様式第二十六)、②汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面、③汚染土壌の運搬の方法、④自動車等の構造を記した書類、⑤使用予定の管理票の写し、⑥(汚染土壌を処理する場合)汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類、汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する許可証の写し、⑦(自然由来等形質変更時要届出区域の汚染土壌を土地の形質変更に使用する場合)搬出先の土地の形質の変更に使用する場所を明らかにした図面等の添付書類、⑧(汚染土壌を飛び地移動により土地の形質の変更に使用する場合)搬出された汚染土壌を搬出先の土地の形質の変更に使用する場所を明らかにした図面等の添付書類、⑨(任意追加)土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析結果、当該分析を行った計量法第107条の登録をうけたものの氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項で構成されます。

下の表はチェックシートになっていますので、届出書を作成されるときに利用して ください。なお、提出は1部となりますが、控えが必要な場合は2部作成してくださ い。

#### 提出書類チェックシート

書類番号	書類名称・種類(記載事項の注意点)					
1	汚染土壌の区域外搬出届出書(様式第十六) ・様式は、本市ウェブページからダウンロードできます。					
	【URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/dojoosen/yoshiki/hou.html】					
2	別紙1:汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面					
	(埋設物の確認又は対策範囲の絞り込みを行った場合等) ・要措置区域等外へ搬出する汚染土壌の土壌集計表	(□)				
3	別紙2:汚染土壌の運搬の方法 ・運搬フロー図 ・飛散等防止・生活環境の保全等(搬出・積込み方法、運搬容器、運搬の表示、 混載の有無等) ・緊急時の対応					
	(積替及び一時的保管を行う場合) ・積替施設に関する書類 ・保管施設に関する書類(積替のため、当該汚染土壌を一時的に保管)	(□)				
4	別紙3:自動車等の構造を記した書類 ・自動車等の使用者名称、連絡先、形状(ダンプ、ハッチカバー付船舶など)、 飛散防止構造等 ・運搬容器を使用する場合は、その容器に関する資料も添付してください。					
5	別紙4:使用予定の管理票の写し					
6	(汚染土壌を処理する場合) イ 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類 ロ 汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する許可証の写し	(□)				
7	(自然由来等形質変更時要届出区域の汚染土壌を土地の形質変更に使用する場合) イ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面 ロ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況が第65条の2に規定する基準に該当することを証する書類 ハ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の地質が第65条の3に規定する基準に該当することを証する書類 ニ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、第65条の4に規定する要件に該当することを証する書類 ホ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に他人に使用させる場合にあっては、その旨を証する書類	(□)				

8	(汚染土壌を飛び地移動により土地の形質の変更に使用する場合) イ 一の要措置区域から搬出された汚染土壌を搬出先の要措置区域内の土地の形質の変更又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を搬出先の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させる場所を明らかにした図面 ロ 要措置区域及び搬出先の要措置区域又は形質変更時要届出区域及び搬出先の形質変更時要届出区域が一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等であることを証する書類	(□)
9	土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録をうけたものの氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項 (土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等において、ボーリング調査や認定調査等により搬出しようとする土壌が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合) <注意事項>搬出しようとする者が任意に行う調査です	(□)

## 5 変更の届出

法第 16 条第 1 項に基づき届出した事項を変更しようとするときは、変更の 14 日前までに、変更の届出が必要です(例:搬出先の変更、汚染土壌の体積の変更 等)。 詳細は、本市ウェブページからダウンロードできます。 【URL:

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/dojoosen/yoshiki/hou.html]

#### 汚染土壌の区域外搬出届出書

年 月 日

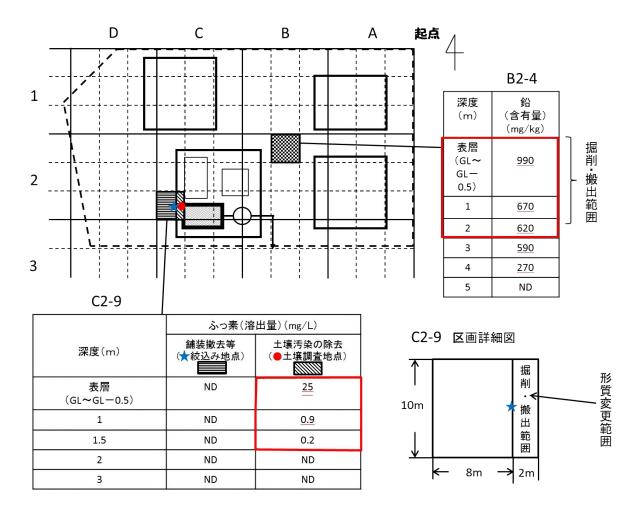
横浜市長 殿

土壌汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する汚染土壌について、次のとおり届け出ます。

け出る	ます。		
汚	染土壌の特定有害物質による汚染状態	別紙1のとおり	汚染土壌として 搬出予定の最大土量
汚	染土壌の体積	OOm³	
汚	染土壌の運搬の方法	陸運(自動車)→海運(船舶)→陸 別紙2のとおり	
汚	染土壌を運搬する者の氏名又は名称	ロロ埠頭株式会社、▲▲運輸株式 別紙2のとおり	<b>会社</b> 運搬受託者の 氏名又は名称
汚	染土壌の搬出の着手予定日	年月日	2/12/13/14/
汚	染土壌の搬出の完了予定日	年月日	
汚	染土壌の運搬の完了予定日	年月日	
	搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名 及び連絡先	別紙3のとおり	
は	替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又 名称及び連絡先(運搬の際、積替えを行う場合に る。)	ロロ埠頭株式会社 ロロ県ロロ市は株式会社××倉庫 ××県××市が別紙2のとおり	
	管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称 び連絡先(保管施設を用いる場合に限る。)	ロロ埠頭株式会社 ロロ県ロロ市は株式会社××倉庫 ××県××市が別紙2のとおり	_
汚	染土壌を処理する場合		
	要措置区域等の所在地	横浜市〇〇区〇〇町〇〇番〇(地	番)
	汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	株式会社◆◆	
	汚染土壌を処理する施設の所在地	◆◆県◆◆市◆◆町◆一◆	
	 処理の完了予定日	年月日	
汚	染土壌を法第18条第1項第2号に規定する土地の	形質の変更に使用する場合	
	自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	<i>横浜市〇〇区〇〇町〇〇番〇</i> (地	潘)
	土地の形質の変更をする形質変更時要届出区 域の所在地	<i>◆◆県◆◆市◆◆町◆番</i> ◆ (地番	)
	土地の形質の変更の完了予定日	年 月 日	
汚	染土壌を法第18条第1項第3号に規定する土地の	形質の変更に使用する場合	
	要措置区域等の所在地	<i>横浜市〇〇区〇〇町〇〇番〇</i> (地	番)
	土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在地	<b>横浜市〇〇区〇〇町〇〇番〇</b> (地	番)
	土地の形質の変更の完了予定日	年月日	

## 汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面

所在地:指-xx



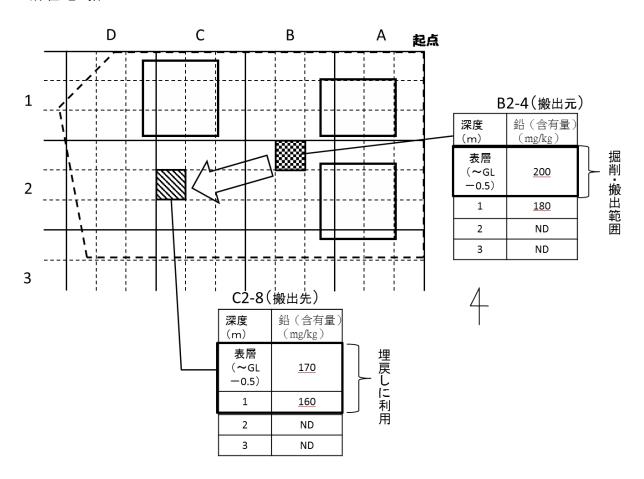
## 搬出する汚染土壌の土量集計表

区画	汚染状態	掘削面積(m²) :①	掘削深度(m) :②	埋設物の 体積(m³):③	搬出土(m³) ①×②-③	
B2-4	鉛(含有)	100	2	0	200	'
C2-9	ふっ素 (第二溶出)	20	1.5	0	30	
	計 230					

別紙1 (土地の形質変更 に使用する場合)

## 汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面

所在地:指-xx



# 搬出する汚染土壌の土量集計表

#### 搬出元

区画	汚染状態	掘削面積(m²) :①	掘削深度(m) :②	埋設物の 体積(m³):③		1±(m³) 2-3
B2-4	鉛(含有)	100	0.5	0		50
					計	50

#### 搬出先

	区画	汚染状態	利用する土壌 の量(m³)	形質変更後の 汚染状態
В	2-8	鉛(含有)	50 (B2-4 <b>区</b> 画)	鉛(含有)

## 汚染土壌の運搬の方法

#### 1 運搬フロー図

要措置区域等(指-xx) 横浜市〇〇区〇〇番(地番)

鉛(含)、ふっ素(第二溶)汚染

陸運:□□埠頭株式会社

荷姿:直積み+シート掛け(鉛、ふっ素)

協力会社及び使用する車両等については、別紙3-1のとおり

積替・保管施設:□□埠頭株式会社 □□県□□市□□町□-□

海運: □□埠頭株式会社 荷姿: 船舶(ハッチカバー付)

※施行規則第65条第5号ハただし書(混合禁止の例外)

積替·保管施設:株式会社××倉庫 ××県××市××町×-×

陸運:▲▲運輸株式会社

荷姿:直積み+シート掛け(複合汚染(鉛、ふっ素))

協力会社及び使用する車両等については、別紙3-2のとおり

(汚染土壌を処理する場合)

処理施設:株式会社◆◆ ◆◆県◆◆市◆◆町◆-◆

種類:分別等処理施設

処理方法:分別等処理(異物除去、含水率調整)

(土地の形質変更に使用する場合)

要措置区域等(指-xx)

横浜市〇〇区〇〇番(地番)

再処理汚染土壌処理施設:株式会社※※ 再処理センター ※※県※※市※※町※※※

再処理汚染土壌処理施設が 把握できている場合は、記載 してください

#### 2 運搬体制

運搬受託者<sup>※</sup>:□□埠頭株式会社、▲▲運輸株式会社 協力会社及び使用する車両等については、別紙3-1及び3-2のとおり

※運搬受託者は、汚染土壌の運搬について他人への再委託を行わない(請負の依頼は除く)。

#### 3 飛散等防止・生活環境の保全等

- (1) 特定有害物質の飛散等及び地下浸透を防止するための措置
  - ・ 掘削現場に鉄板を敷き、タイヤへの汚染土壌の付着を防止する。自動車等のタイヤ・車体、作業 員の長靴等に汚染土壌が付着した場合は、敷地内において洗浄等を行う。
  - ・ 飛散等の防止のため、積込み作業中に適宜散水を行う。なお、雨天時や強風時は、現場での積込み作業を中止する。
  - 直積みを行うトラックについては、荷台全体を浸透防止シートで覆う。
  - 積込みには、低騒音型かつ低振動型の建設機械を使用する。

#### (2) 運搬用に供する自動車等への表示等

- ・ 使用する自動車の両側面に、縦横約5cm の大きさの文字を用いて「汚染土壌運搬車」との表示を 行う。
- ・ 使用する船舶の船橋の両面(又は両げん)に、太さ2cm かつ縦横約 20cm 以上の大きさの文字を用いて「汚染土壌運搬船」との表示を行う。
- ・ 汚染土壌を運搬中の自動車及び船舶には、運搬中の汚染土壌の管理票を備え付ける。

#### (3) 運搬中の混載及び分別

- ・運搬の過程において、汚染土壌とその他の物との混合は行わない。
- ・ 積替え時も含め、運搬の過程において分別等(異物除去・含水率調整)は行わない。
- 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌との混載は行わない。

#### (4) 緊急時の対応

- 事故等を未然に防ぐための注意事項について、事前に作業員等への教育を行う。
- 緊急連絡体制、緊急時の対応マニュアルを整備し、運搬車両に備え付ける。

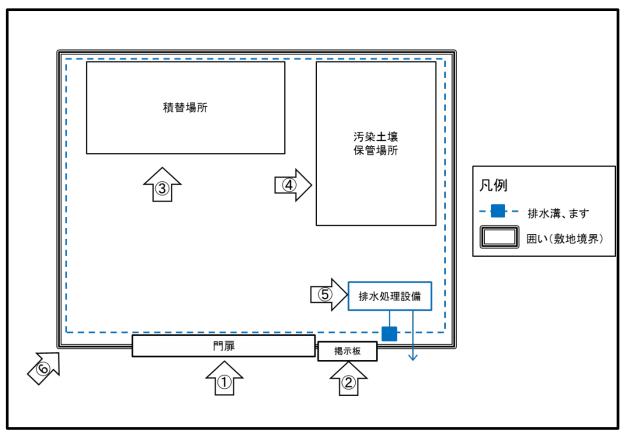
#### (5) 汚染土壌の積替及び一時保管

・ 汚染土壌の積替及びそれに伴う一時的な保管は、□□埠頭株式会社(□□県□□市□□町□ー□)、株式会社××倉庫(××県××市××町×-×)以外の場所では行わない。

積替施設及び保管施設に係る資料については次頁に示す。

- ・ 船への積込みは、適宜散水しながら行う。なお、船と施設の隙間から汚染土壌が海に落ちないよう、 シート養生を行う。船からの荷卸しについても同様の措置を行う。
- 積替え時に仮置きする場合は、浸透防止シートで覆う。
- 雨天時や強風時は、荷卸しや移動等を中止する。

- 4 積替施設及び保管施設に係る資料
  - ①□□埠頭株式会社
    - (1) 積替・保管施設の配置図及び写真撮影場所



写真①	写真②
写真③	写真④

写真⑤

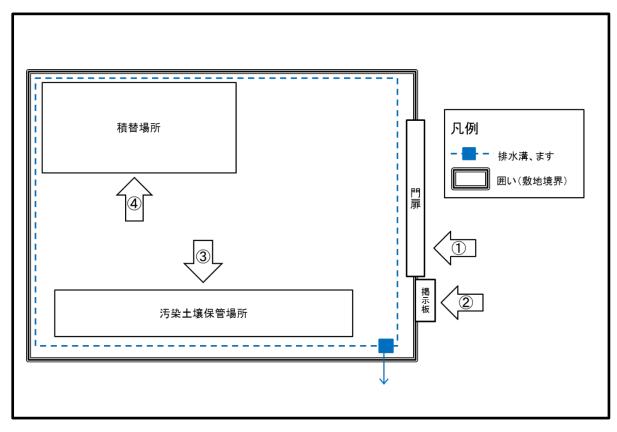
写真⑥

# (2) 飛散等防止措置適合状況

	積替施設	保管施設
施設の囲い	埠頭に位置し、かつ敷地周囲は高さ 2m の壁で囲まれているため、関係者 以外の者はみだりに立入できない。	埠頭に位置しており、関係者以外はみだりに立入できない。 保管場所は、3面囲い+屋根構造
施設の表示	管理者名称と連絡先を記載した「汚染: ロ門扉脇に設置	土壌積替・保管施設」の掲示板を施設入
飛散等及び悪臭の 発散の防止措置	積替時には適宜散水等による飛散防止を行う。また、船と施設の隙間から 汚染土壌が海に落ちないよう、シート 養生を行う。	汚染土壌を浸透防止シートで覆う。悪 臭が発生する汚染土壌については、フ レキシブルコンテナバッグ(内袋あり)の まま保管する。
排ガス管理	第一種特定有害物質による汚染土壌 (内袋あり)で密閉するため、排ガスは発	については、フレキシブルコンテナバッグ き生しない。
地下浸透防止措置	敷地全体が厚さ 15cm のセメント・コンク	リートで舗装されている。
排水管理 (一時保管する場合)		含水率の高い土壌は運搬しないが、集 中豪雨等により雨水の侵入のおそれが あるため、排水処理設備を設置

# ②株式会社××倉庫

(1) 積替・保管施設の配置図及び写真撮影場所



写真① 写真② 写真④

## (2) 飛散等防止措置適合状況

	積替施設	保管施設			
	埠頭に位置し、かつ敷地周囲は高さ				
施設の囲い	2m の壁で囲まれているため、関係者	一時保管する場合は、建屋内で行う。			
	以外の者はみだりに立入できない。				
佐乳のまこ	管理者名称と連絡先を記載した「汚染:	土壌積替・保管施設」の掲示板を施設入			
施設の表示   	ロ門扉脇に設置				
	積替時には適宜散水等による飛散防	建屋で外気と遮断できる構造かつ、集			
飛散等及び悪臭の	止を行う。また、船と施設の隙間から	じん機を設置している。悪臭が発生する			
発散の防止措置	汚染土壌が海に落ちないよう、シート	汚染土壌はフレキシブルコンテナバッグ			
	養生を行う。	(内袋あり)のまま保管する。			
排ガス管理	第一種特定有害物質による汚染土壌し	こついては、フレキシブルコンテナバッグ			
排刀入官 垤	(内袋あり)で密閉するため、排ガスは発生しない。				
	敷地全体が厚さ 15cm のセメント・コンクリートで舗装されており、保管場所(建				
地下浸透防止措置 	屋)については、厚さ30cmの基礎が設置されている。				
排水管理		保管場所は建屋内であるため、雨水の			
(一時保管する場		侵入及び流入はない。含水率の高い汚			
合)		染土壌は受け入れない。			

## 汚染土壌の運搬の用に供する自動車に関する書類

建搬受託者:凵凵埠	<b>與株式会社</b>				
(所在地∶□□県□	口市口口田	1 🗆 -	- 🗆 、 TEL : 🗆 🗆 🗆 - 🗆	] 0	
要措置区域等 —	 陸 運	$\rightarrow$	積替·保管施設——	 海 運	<del>──&gt;</del> 積替·保管施設
			(口口埠頭株式会社)	-	(株式会社××倉庫)

#### 運搬に使用する車両等リスト

#### 陸運

1 □□埠頭株式会社(連絡先:•••••)

	車体の形状	汚染土壌の種類	飛散等を防止する構造
1	フルトレーラー	鉛	直積み+浸透防止シート掛け

2 有限会社〇〇(連絡先: \*\*\*\*\*)

	車体の形状	汚染土壌の種類	飛散等を防止する構造
1	ダンプ(天蓋付)	ふっ素	天蓋により密閉 (車両構造図別添)

3 ※※運送株式会社(連絡先:・・・・)

•							
	車体の形状	汚染土壌の種類	飛散等を防止する構造				
1	セミトレーラ	鉛	直積み+浸透防止シート掛け				
2	ダンプ	ふっ素	直積み+浸透防止シート掛け				

#### 海運

4 □□埠頭株式会社(連絡先:・・・・・)

	船の形状	汚染土壌の種類	飛散等を防止する構造
		複合汚染※	直積み+ハッチカバーによる密閉
'		(鉛+ふっ素)	(船舶構造図別添)

※施行規則第65条第5号ハただし書(混合禁止の例外)

## 汚染土壌の運搬の用に供する自動車に関する書類

運搬受託者:▲▲運輸株式会社

(所在地:▲▲県▲▲市▲▲町▲▲、TEL:▲▲▲▲-▲▲-▲▲▲▲)

### 運搬に使用する車両等リスト

### 陸運

### 1 ▲▲運輸株式会社(連絡先:・・・・・)

	車体の形状	汚染土壌の種類	飛散等を防止する構造
1	フルトレーラー	複合汚染 (鉛+ふっ素)	直積み+浸透防止シート掛け

## 2 ●○▽有限会社(連絡先:・・・・・)

	車体の形状	汚染土壌の種類	飛散等を防止する構造
1	ダンプ	複合汚染 (鉛+ふっ素)	直積み+浸透防止シート掛け

#### 問い合わせ先

横浜市 みどり環境局 環境保全部 水・土壌環境課 土壌対策担当

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50番地の 10(横浜市庁舎 27F)

TEL:045-671-2494 FAX:045-671-2809

E-mail: mk-dojo@city.yokohama.lg.jp

※相談や届出の際に窓口でお待たせしないために電話での事前予約に御協力をお願いします。